

柱④ 精神科病院における虐待防止等に向けた取組の推進

現状・これまでの取組

1 現状

○医療機関の従事者による精神障害者への虐待行為はあってはならないものであり、精神科医療機関においては虐待行為の発生防止や早期発見・再発防止に向けた取組を行っている

○令和6年4月1日施行の改正精神保健福祉法において、精神科病院における虐待防止措置や虐待を発見した者からの都道府県への通報が義務化される。

2 これまでの取組状況

○法に基づく立入検査等により、精神科病院に対し、患者への虐待を含む不適切な処遇に関する指導監督等を実施。
(令和4年度:80病院)

○精神医療審査会において、入院患者の人権に配慮した処遇の確保等についての審査を実施。

課題

○精神科病院は外部の目が入りづらく閉鎖的な面があり、患者への虐待が発生しやすい一因となっている

○虐待を起ささないために、より一層の、患者の人権擁護に対する意識の向上や、組織風土の醸成が求められる

○患者への虐待が疑われる事案が発生した際に、速やかな対応と再発防止に向けた取組が求められる

柱④ 精神科病院における虐待防止等に向けた取組の推進

今後の方向性・取組の概要

目指す方向性

○精神科病院における患者への虐待の未然防止、早期発見、虐待が発生した場合の速やかな検証や再発防止に向けた対応が適切に行われるための体制整備を進める。



取組

精神科病院における虐待防止に向けた取組の推進

- 医療機関外の者との面会交流が途絶えやすい入院者に対して、医療機関外の第三者が入院中の患者を訪問し、傾聴や情報提供を行うなどの支援を実施
- 精神科病院の職員を対象とした研修を行い、患者の人権擁護への意識向上や虐待が発生しにくい組織風土作りに向けた取組を支援
- 虐待に関する通報窓口を整備するとともに、通報内容の検証や再発防止に向けた指導監督等を実施